

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(酒税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

1 「更正の請求書(次葉)」、「未納税移出酒類移入明細書」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続\(申請・届出等\)酒税関係](#)」でご確認ください。

2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類 (例: 登記事項証明書など) について、税務署等がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
酒類製造免許申請 (酒税法第7条第1項) (酒税法施行令第12条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民票の写し、登記事項証明書</li> <li>②地方税の納税証明書</li> <li>③免許要件誓約書</li> <li>④申請書次葉1～6</li> <li>⑤申請書等チェック表</li> <li>⑥誓約書</li> <li>⑦財務諸表</li> <li>⑧履歴書</li> <li>⑨定款</li> <li>⑩賃貸借契約書の写し</li> <li>⑪酒類製造場(所在地・名称)についての書類</li> <li>⑫製造の技術的能力を備えている旨を記載した書類</li> <li>⑬試験製造計画書</li> <li>⑭法人成り等に関する契約書類</li> </ul>	有 (注)
酒類の販売業免許申請 (酒税法第9条第1項) (酒税法施行令第14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民票の写し、登記事項証明書</li> <li>②地方税の納税証明書</li> <li>③免許要件誓約書</li> <li>④申請書次葉1～6</li> <li>⑤申請書等チェック表</li> <li>⑥財務諸表</li> <li>⑦履歴書</li> <li>⑧定款</li> <li>⑨賃貸借契約書の写し</li> <li>⑩法人成り等に関する契約書類等</li> <li>⑪販売場所・酒類を説明した書類</li> </ul>	有 (注)

手続の名称	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
酒類蔵置場の設置許可申請 (酒税法施行令第29条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①登記事項証明書</li> <li>②蔵置設備状況書</li> <li>③事業もくろみ書</li> <li>④未納税移入数量の計画書</li> <li>⑤未納税移出先製造者名及びその者の製成及び移出数量に関する書類</li> <li>⑥所要資金調達方法についての書類</li> <li>⑦誓約書</li> <li>⑧定款</li> <li>⑨株主名簿</li> <li>⑩財務諸表</li> <li>⑪蔵置場の図面</li> <li>⑫申請者の免許場の状況</li> </ul>	有 (注)
酒類製造業又は販売業の相続申告 (酒税法第19条第1項) (酒税法施行令第18条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①戸籍謄本又は戸籍抄本</li> <li>②他の相続人の意思表示等</li> <li>③他の相続人の印鑑証明書</li> <li>④申請書等チェック表</li> <li>⑤申告者の戸籍抄本</li> <li>⑥免許要件誓約書</li> </ul>	有 (注)
酒類・酒母・もろみ製造場の移転許可申請 (酒税法第16条第1項) (酒税法施行令第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①契約書等の写し</li> <li>②土地及び建物の登記事項証明書</li> <li>③次葉1・2・4</li> <li>④申請書等チェック表</li> </ul>	有 (注)
酒類販売場の移転許可申請 (酒税法第16条第1項) (酒税法施行令第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①契約書等の写し</li> <li>②土地及び建物の登記事項証明書</li> <li>③次葉1～3</li> <li>④申請書等チェック表</li> </ul>	有 (注)
酒類・酒母・もろみ製造免許取消申請 (酒税法第17条第1項) (酒税法施行令第16条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①印鑑証明書</li> <li>②申請書の次葉7</li> </ul>	有 (注)
酒類販売業・販売代理(媒介)業免許取消申請 (酒税法第17条第2項) (酒税法施行令第16条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①印鑑証明書</li> <li>②申請書の次葉7</li> </ul>	有 (注)
酒税の更正の請求 (国税通則法第23条)	請求の理由となった事実を証明する書類	無
未納税移出承認申請 (酒税法施行令第33条)	所要事項を記載した別紙	無
酒税の納期限延長申請 (酒税法第30条の6第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①販売代金の回収に相当期間を要すること等を証明する書類</li> <li>②納付が著しく困難であることを証明することができる書類</li> </ul>	無

手続の名称	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
販売場を設けていない酒類販売業者の住所移転申告 (酒税法第18条第1項)	参考となるべき事項を記載した書類	無
酒類、酒母、もろみ製造設備申告 (酒税法第47条第1項) (酒税法施行令第53条第1項、第2項、第54条)	①敷地、建物、蒸留機及び特殊ろ過機(装置を含む。)については、図面又は説明書 ②液面計については、カタログ、設置場所の図面及び精度調査事績の写し ③流量計については、カタログ、設置場所の図面及び器差試験成績表の写し	無
酒類等の製造方法の申告 (酒税法第47条第1項) (酒税法施行令第53条第3項、第5項)	調味液の製造方法を記載した別紙	無
酒税に係る異動申告 (酒税法施行令第54条)	①製造場又は販売場の所在地に異動が生じた場合は、異動後の図面 ②百貨店等の店舗内、他のプラットホーム又は駅構内の他の場所へ販売場を異動した場合には、次の書類 (1)異動後の販売場の図面 (2)百貨店等からその店舗の一部を賃借している者又はプラットホーム若しくは駅構内の一部を賃借している者にとっては、異動後の販売場についての新たな賃貸借契約書の写し	無
酒類業組合(連合会、中央会)の協定変更認可の申請 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第43条第1項後段(第83条))	①協定の変更を記載した書面及び新旧対照表 ②変更の理由を記載した書面 ③変更を議決した総会の議事録の謄本	無
表示事項の一部省略又は異なる表示をする旨の承認申請 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第6項)	①相続(包括遺贈を含む。)の場合は、戸籍抄本 ②合併の場合は、登記事項証明書など	有
酒類業組合(連合会、中央会)の解散に関する届出 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条)	①解散の登記事項証明書 ②解散を議決した総会の議事録の謄本	有 (注)
酒類業組合(連合会、中央会)の決算関係書類の提出 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第1項)	①事業報告書 ②財産目録 ③収支計算書	無
異動事項を記載した書類の提出(酒類業組合員等) (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項第1号)	異動事項を記載した書類	無
異動事項を記載した書類の提出(酒類業組合役員等) (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項第2号)	変更登記に係る登記事項証明書	有

手続の名称	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
中小企業等協同組合の役員変更の届出 (中小企業等協同組合法第35条の2)	①変更事項を記載した書面 ②総会(総代会・理事会)の議事録の謄本	無
中小企業等協同組合の定款変更認可の申請 (中小企業等協同組合法第51条第2項) (中小企業等協同組合法施行規則第136条)	①変更理由書 ②定款中の変更しようとする箇所を記載した書面 ③定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本	無
中小企業等協同組合の決算関係書類の提出 (中小企業等協同組合法第105条の2)	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面 ⑥前各号の書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本	無
商工組合(連合会)の役員改選の総会召集の承認申請 (中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項)	総組合員の5分の1以上の同意があったことを証する書面	無
酒類販売管理者選任(解任)届出書 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項)	酒類販売管理研修の受講証	無
期限付酒類小売業免許届出 (酒税法第9条第1項) (酒税法施行令第14条)	①販売場の敷地の状況 ②建物等の配置図 ③「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書 ④使用(営業)の許可書の写し(博覧会場等の管理者との契約等、販売場の設置場所が特定できるもの) ⑤催物等の具体的内容についてのパンフレット等(催物等の内容、開催期間又は開催期日及び当該場所への入場者の入場料金(催物等への入場が有料である場合)等が客観的に明瞭であるもの)	無

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。